

令和3年度

石岡市新型コロナウイルス関連融資応援給付金

支給要件を一部見直し
申請期間を延長します！！

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上高等の減少により公的融資制度を活用し企業活動の推進や事業継続に取り組む中小企業者の皆様に支援するため、公的融資等の申込者に対し、新型コロナウイルス関連融資応援給付金を交付します。

※令和3年1月1日から令和3年12月31日までに、新型コロナウイルス感染症に係る公的融資等の融資実行分が対象です。なお、**令和2年度に同給付金の交付を受けている方は対象となりません。**

給付金額

20万円

A

参考

公的融資等が記載されていますので、ご確認ください。

※給付金の交付は、1中小企業者1回限りです。

※令和2年度にこの給付金の交付を受けた中小企業等は給付の対象外です（交付決定以降に代表者変更等があっても対象外となります）。

受付期間

令和3年5月10日（月）～令和4年2月28日（月）まで

※令和4年2月28日（月）当日消印有効

※予算額に達した場合は、その時点で給付金の申請受付は終了となります。

交付対象者

- 石岡市内に主たる事業所を有する中小企業者又は個人事業主
- 給付金の申請日において、市内で事業を営み、今後も事業を継続していく意思があること
- 市税を滞納していないこと
- 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上高等が前年と比較して5%以上減少し、令和3年1月1日から令和3年12月31日の期間内で、公的融資等の融資実行を受けていること
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員の構成員又は暴力団に協力し、関与する等の関わりを持たない者
- **令和2年度石岡市新型コロナウイルス関連融資応援給付金の交付を受けていないこと**

申請方法

郵送申請 ※新型コロナウイルス感染症対策のため、郵送申請にご協力をお願いいたします。

【宛先】

〒315-8640 石岡市石岡一丁目1番地1 石岡市役所 商工課 宛

申請書

ホームページからダウンロードしてください。

申請書は、市役所本庁舎（商工課）、石岡商工会議所、石岡市八郷商工会でも受取れます。



書類に不備がある場合、交付までに時間を要することとなりますのでご注意ください。

【1】「申請時チェックリスト」

- チェックリストの項目をご確認のうえ、「申請者チェック欄」にチェックをし、必ず申請書に添付してください。

【2】「新型コロナウイルス関連融資応援給付金交付申請書兼請求書」（様式第1号）

- 押印が必要です。※法人は必ず代表者印を押印してください。
- 「振込先欄」に不備がある場合、給付金の入金が出来ませんので、記入間違いがないよう記入してください。

【3】「新型コロナウイルス関連融資申告書・誓約書」

- 申請者の「主たる業種」を必ずチェックしてください。
- 「新型コロナウイルス関連融資申告書・誓約書」の記入例裏面の、「公的融資等区分」「融資実行期間」をご確認いただき、主たる融資機関と融資名をチェックしてください。
- 「誓約・同意事項」を必ずご確認のうえ、記名・押印をしてください。

【4・5】新型コロナ関連に係る公的融資等の融資実行が確認できる書類の写し

※融資実行機関、融資実行日、融資名が分かる書類

【例】①信用保証委託

- ②融資申込書
- ③保証決定のお知らせ
- ④融資決定通知書
- ⑤各金融機関との契約書 など

上記の他「融資実行」の入金が確認できる書類（通帳の写し）

【6】申請日時点で、市内に事業実態があることが確認できる書類の写し

※セーフティーネット保証4号、5号又は危機関連保証の認定書を石岡市から受けている場合は提出不要です。

【例】①個人事業の開業・廃業等届出書の写し

- ②営業許可書の写し
- ③賃貸借契約書の写し
- ④HPの会社案内（市内所在地が分かるもの）、
- ⑤公共料金の支払い領収書の写し（3ヶ月分必要となります） など

法人：②～⑤のいずれかを提出 個人：①～⑤のいずれかを提出

【7】市税に未納がないことを証明する書類 ※申請日の直近に発行されたもの

- 市区町村が発行する完納証明書など

※事業者が他市区町村の場合で石岡市に課税が無い場合や申請年度及び申請年度の前年度に石岡市以外に市区町村民税の課税がある場合は、当該税の完納証明書を添付してください。

【8】法人にあたっては、履歴事項全部証明書の写し ※発行から6ヶ月以内のもの

【9】事業を行う個人が他市区町村居住の場合は住民票の写し

※発行から1ヶ月以内のもの

【10】給付金を入金する申請者名義の預金通帳の写し（給付金振込先）

- 通帳を開いて1～2枚目の写し
- ネット銀行の場合は画面データ



A 公的融資等一覧表

公的融資等区分	融資制度名
1 茨城県信用保証協会保証制度	(1) 経営安定関連保証 (2) 危機関連保証
2 茨城県融資制度	(1) パワーアップ融資 (セーフティーネット4・5号, 危機関連, 伴走支援型) (2) 新型コロナウイルス感染症対策融資 (3) 中小企業事業継続応援貸付金
3 日本政策金融公庫	(1) 新型コロナウイルス感染症特別貸付 (2) 生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付 (3) 新型コロナウイルス対策衛経融資 (生活衛生改善貸付) (4) 衛生環境激変対策特別貸付 (5) 新型コロナウイルス対策マル経融資 (小規模事業者経営改善資金)
4 商工組合中央金庫	(1) 危機対応融資
5 日本政策投資銀行	
6 (独) 中小企業基盤整備機構	(1) 特例緊急経営安定貸付

※給付金は、令和3年1月1日から令和3年12月31日までに新型コロナウイルス感染症に係る上記融資が実行された方が対象です。ただし、令和2年度に給付金の交付を受けた中小企業等は対象となりません。

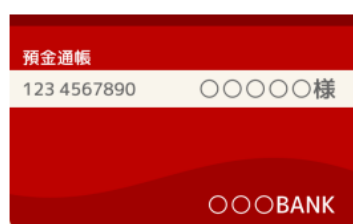
B 申請者名義の口座の通帳の写し

銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人が確認できるようスキャン又は撮影してください。

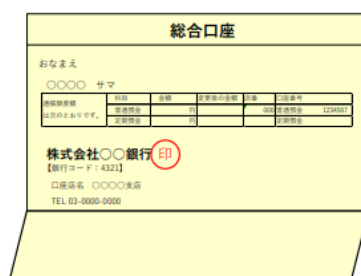
上記が確認できるように、必要であれば、通帳のおモテ面と通帳を開いた1・2ページ目の両方を添付してください。

※電子通帳などで、紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳等の画面等の画像を提出してください。同様に当座口座で紙媒体の通帳がない場合も、電子通帳等の画像を提出してください。

通帳のおモテ面



通帳を開いた1・2ページ目



電子通帳 画面コピー



！！ご注意ください！！

画像が不鮮明な場合や、銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人が1つでも確認できない場合は、振込ができず、給付金のお支払いができません！

主な Q & A (詳細は市公式ホームページをご確認ください)



Q1 応援給付金の対象となる中小企業はどのような業種ですか。

中小企業信用保険法第2条第1項第1号に規定する中小企業者になります。このため、農林業や金融業・保険業など、一部の信用保証対象外業種のみを営んでいる方については、支給の対象になりません。

Q2 石岡市外に本社（主たる事業所）があり、事業所の一部が石岡市内にある場合は対象者となりますか。

対象となります。法人は、履歴事項証明書に記載された本店の所在地又は事業実態のある事業所が市内にあることが条件となります。また、個人事業主においても、主たる事業実態の事業所が市内にあること（石岡市以外の市区町村に事業所を有している場合、市内にある自宅は事業所に含みません。）が条件となります。

Q3 複数の融資を受けている場合は、どのように申請すれば良いですか。

複数の融資があるときは、融資額の多い融資機関と融資名を選択し、必要書類を添付して申請してください。ただし、給付金は1中小企業1回となります。

Q4 令和2年度石岡市新型コロナウイルス関連融資応援給付金の支給を受けている場合は、本給付金の対象となりますか。

対象とはなりません。※令和2年度の交付決定以降に事業承継等により代表者の変更や商号変更等があった場合も給付の対象となりません。給付金の交付は年度に限らず1中小企業者1回限りです。

Q5 セーフティーネット保証4号、5号又は危機関連保証の認定を受けて民間金融機関による信用保証付融資を受けた場合は、本給付金の支給対象になりますか。

石岡市でセーフティーネット保証4号、5号又は危機関連保証の認定を受け、融資実行を受けたものは支給対象となります。

Q6 給付金が振り込まれるまでどれくらいの時間がかかりますか。

申請書類に不備がない場合、申請書が到達してから2週間程度で指定口座へ入金いたします。

申請先及び
お問合せ先

〒315-8640 石岡市石岡一丁目1番地1
石岡市役所経済部商工課
TEL：0299-23-5501 FAX：0299-24-5358

